

平成30年度

秋田県いじめ問題対策審議会議事録

秋田県教育委員会

平成30年度秋田県いじめ問題対策審議会議事録（要旨）

- 1 期 日 平成31年1月21日 月曜日
- 2 場 所 秋田県庁第二庁舎4階 災害医療対策室
- 3 開 会 午後3時00分
- 4 閉 会 午後4時55分
- 5 出席委員 嵯峨 宏
松本 康宏
柴田 健
高橋 貢

- 6 教育庁（事務局）出席者
教育次長 眞壁聡子 総務課長 今川 聡
義務教育課長 石川政昭 高校教育課長 渡部克宏
特別支援教育課長 小林 司 保健体育課主任指導主事 高田屋馨
高校教育課主任指導主事 野呂田義彦 高校教育課主任指導主事 能美佳央
義務教育課指導主事 三洲龍太 高校教育課指導主事 勝又貞臣
特別支援教育課指導主事 黒澤貴之 生涯学習課社会教育主事 森川勝栄

- 7 次第
 - (1) 会長選出
 - (2) 報告（本県のいじめの状況について）
 - (3) 協議
 - ・SNSが関連するいじめの防止等に向けた取組の在り方について
 - ・保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方について
 - (4) その他

【司会（高校教育課野呂田主任指導主事）】

ただ今から、平成30年度秋田県いじめ問題対策審議会を開催いたします。

はじめに、秋田県教育委員会を代表いたしまして、眞壁聡子教育次長が御挨拶申し上げます。

【眞壁教育次長】

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また皆様方には、日頃からそれぞれのお立場で、本県教育の充実・発展に御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。会に先立ちまして、県教育委員会から一言御挨拶を申し上げます。

平成28年10月に公布、施行されました、「秋田県いじめ防止対策推進条例」の第23条に基づき、本審議会は設置されております。条例は、全ての子供たちが安心して生活でき、心身ともに健やかに成長できる環境づくりのために、学校や家庭、地域が連携し、県民が一丸となっていじめ防止対策に取り組んでいくことを目的に作られたものであり、そしていじめの防止等のための対策を実効的に行うことが、本審議会の目的となっております。本日お集まりの4名の皆様には、昨年4月1日付けで2年間の委員を委嘱し、御承諾をいただきました。委員の皆様には、お忙しいところ大変御難儀をおかけいたしておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、今年度のこれまでを振り返りますと、秋田の子供たちが全国の舞台上で活躍する姿が報道等で大きく取りあげられておりますことは、皆様も十分御存知のことと思います。また、スポーツ面での活躍もさることながら、地元の新聞紙に目を向けると、子供たちが生き生きとした表情で活動する様子が毎日のように記事になっており、このことから学校教育に寄せる県民の関心と期待の高さを感じ取ることができます。

その一方で、国会でいじめ防止対策推進法が成立してから5年、さらに国の基本方針が改定されてから2年近くが経過してなお、全国ではいじめを苦に児童生徒が自ら死を選ぶ悲しい事件が後を絶ちません。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むためには、いじめを生まない土壌をつくるための組織的かつ継続的な取組が必要であると考えます。そのためには、県として、あるいは学校として何をすべきかということについて、本日は、専門的な知識や豊富な御経験をおもちの委員の皆様方から、いじめの防止等に向けた御提言を賜ればと願っております。

結びになりますが、本日、御出席の先生方の御健勝と、本県の児童生徒の健全育成を祈念し、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

【司会】

次に、委員の皆様を御紹介いたします。（委員紹介）

【司会】

次に、教育庁関係者を御紹介いたします。（教育庁出席者紹介）

【司会】

それでは、次第に沿って会を進めてまいりたいと思います。

最初は、会長選出です。前任の会長が昨年度いっぱい退任しており、現在空席となっております。なお、条例第26条にありますとおり、審議会を招集するのは会長となっておりますが、会長不在のため本日の審議会は教育長名で招集させていただいております。事後承諾になってしまい大変申し訳ございませんが、どうか御了解ください。

では、条例第25条第2項の規程に基づき、会長を委員の皆様から互選いただきたいと思います。委員の皆様から御意見を頂ければと思います。

【嵯峨委員】

会長として立候補したいと考えております。(他の委員から拍手)

【司会】

ありがとうございます。それでは嵯峨委員は会長席へ御移動をお願いいたします。

では、条例第26条第2項の規定に基づき、ここからの議事進行は、議長である嵯峨会長にお願いしたいと思います。嵯峨会長、よろしくをお願いいたします。

【嵯峨会長】

ただ今会長に選出されました嵯峨宏です。前任の会長も弁護士の委員が選出されており、またこの審議会が重大事態の調査に当たる際には、事実認定に精通する弁護士が主導的な役割を担うべきであると考え、立候補させていただきました。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、本県のいじめの状況について、事務局から報告をお願いします。

【事務局（義務教育課石川課長）】

平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果に基づいて御説明いたします。

本県の公立小・中学校におけるいじめの認知件数につきましては、小学校が2,019件、中学校が621件、計2,640件であり、前回の調査と比較し、小学校は308件の増加、中学校は29件の減少で、計279件の増加となりました。

認知件数の増加は、各校に、いじめの定義や、いじめを正確に漏れなく認知することの重要性についての理解が進み、けんかやふざけ合い、からかいであっても、その背景や児童生徒の感じる被害性に着目して本調査において計上するようになったためであると捉えております。特に小学校でその傾向が顕著に見られました。

1,000人当たりのいじめの認知件数につきましては、他の都道府県の公立小・中学校の児童生徒数を把握できないため、文部科学省が公表している国公私立小・中学校・高等学校・特別支援学校の数値で示しております。本県の1,000人当たりのいじめの認知件数は32.4件であり、前回の調査における認知件数と比較して4.0件の増加となりました。全体では、認知件数の少ない方から数えて全国で32番目であります。

大切なことは、認知件数の増減を注視するよりも、認知した「いじめ」に対してどのように対処したか、だと考えております。今後も、学校がいじめを積極的に認知し、即時対応するよう指導していきたいと考えております。

いじめの態様につきましては、小・中ともに「冷やかし・からかい等」が半分以上を占めております。

次に、暴力行為の状況についてです。

暴力行為の発生件数（公立小・中学校）につきましては小学校が56件、中学校が53件、合計109件であり、前回の調査と比較し、19件増加しております。1,000人当たりの発生件数は全国で少ない方から数えて6番目でありました。

発生件数が増加しておりますが、些細な小競り合いやけんかも暴力として計上している学校が多く見られることから、いじめの認知同様、学校が丁寧に子供たちの様子を捉えようとした結果であると認識しております。

暴力行為の形態につきましては、対教師暴力が小学校15件、中学校3件、生徒間暴力が小学校34件、中学校41件、器物破損が小学校7件、中学校9件であり、前回の調査と比較して、全体で19件増加しております。校種別では、小学校で13件の増加、中学校は6件の増加でした。前回同様、発達障害が疑われる児童生徒が自分の感情を抑えることができずに友人や先生に対して暴力行為に及んだケースや、同じ児童生徒が暴力行為を繰り返しているケースが報告されています。

今後も問題行動等の防止に取り組んでまいります。やはり日常の観察、あるいは教育相談によって実態をきめ細かく把握すること、そして適切に指導していくことが大切であると考えます。そのための危機管理体制についても、学校を指導してまいりたいと考えております。

【事務局（高校教育課渡部課長）】

続きまして、高等学校の状況について、御説明いたします。

はじめに、本県のいじめの状況についてです。公立高校におけるいじめの認知件数は205件で、前回の調査と比較し、36件の減少となりました。

いじめの防止や早期発見・早期解決に向けた取組としては、定期的なアンケートやクラス担任による面談、職員会議や打合せ等での生徒の情報の共有などを行っております。今後も各校の取組を支援してまいります。

次に、暴力行為の状況についてです。公立高校における暴力行為の発生件数は25件で、前回の調査と比較し、11件の減少となりました。加害生徒数は31名で、前回の調査と比較し、21名の減少となりました。

いじめ、暴力行為とも、数値が前回の調査よりも減少しております。個々の事案については様々なケースがあり、一概に良い方向に向かっていると断言はできない面もございますが、全体的な傾向としては、各校において悩みを抱える生徒に寄り添い丁寧に対応していることや、良好な人間関係を構築できるよう教育活動のあらゆる場面で指導していること等の成果が現れているのではないかととらえております。

ただし、いじめの認知件数については、単に減少すれば良いというものではなく、どんな軽微なものも見逃さず適切に対応することが重要であると考えております。

今後も、校内における教育相談体制の充実や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの積極的な活用、また外部機関との連携等呼びかけ、生徒が不安や悩みを解消し安心して学校生活を送ることができるよう、指導・援助の充実を図ってまいりたいと考えており

ます。

【事務局（特別支援教育課小林課長）】

特別支援学校の状況について御説明いたします。

平成29年度のいじめの認知件数は2件で、2校で各1件でした。これは、昨年度と同数となっております。県内の県立特別支援学校は分校・分教室を含めると15校あり、小中高等部合わせ1,213名が在籍しております。いじめは例年一桁台で推移しています。認知件数が少ない主な要因は、教員の目が行き届きやすい環境にあることが大きいと思われます。いじめが発生する前に子供の状態を把握し、関係する職員等がチームで対応することで、未然に防止することができております。一方で、特別支援学校においてもインターネットに関するトラブルが増加傾向にあります。その中でSNSに関して「誹謗・中傷を受けた」「悪口を書かれた」という訴えも数件報告されています。今後SNS等を介したいじめの増加も懸念されます。今まで以上に、保護者へフィルタリングを推奨するとともに、早期からの情報モラル教育の実施及び児童生徒の様子観察や保護者からの情報収集を細やかに行うなど、今まで以上に家庭と連携を深めた対応に努めていきたいと思っております。

次にいじめの態様ですが、「嫌な事を言われた」、「衣服を隠された」等の行為でありました。2件とも、被害生徒への対応、加害生徒または学年・学部への指導等を経て、現在はいじめは解消しています。また、全職員がそのことについて情報を共有し、学校全体の問題として考える体制もつくられています。特別支援学校の児童生徒の状態を考えると、自分から被害等を訴えることが難しく、その分教員が周囲の状況把握からの的確に判断することが必要とされます。いじめの定義を改めて確認するとともに、今後も児童生徒の立場に立ち、早期発見・早期対応に努めたいと思っております。

最後に、暴力行為の状況についてです。平成29年度の暴力行為は6件で前年比5件の増です。内訳は小学部で3件、高等部で3件となっています。ほとんどが学校で発生しており、内容は、年度初め環境が大きく変わり情緒が不安定になったことによる教職員への暴力であります。しかし、そうした暴力行為を起こした児童生徒たちも現在はいずれも落ちついて学校生活を過ごしております。今後も職員間で対応策を確認するほか、医療機関との連携も強化して指導に当たれるような体制づくりに努めてまいります。

【嵯峨会長】

ただ今の報告につきまして、委員の皆様から御質問がございますでしょうか。

【柴田委員】

公立小中学校におけるいじめの認知件数について、小学校は増えているが中学校はほとんど変わらないことについて、何か理由付けや、どのようなことが起きているかということについて、教えていただければと思います。

【事務局（義務教育課石川課長）】

小学校の増加については、きめ細かな観察ということが挙げられると思っておりますが、いじめの発

生した内容が、ある程度解決している状況のものも含まれており、そのことが小学校と中学校の差になっているととらえております。

【柴田委員】

何らかの形で解決しているということであれば、すごいことですよね。どのような形で解決しているかというところに興味がありますので、そういったことがまとめられていくことが重要だと思います。

【嵯峨会長】

どういった基準で解決と判断しているのか教えていただけますでしょうか。

【事務局（義務教育課石川課長）】

いじめの解消については、認知されたいじめが、いじめの行為が三か月以上見られないことと、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない状況が把握できたもの、その二つの観点でいじめの解消ととらえております。

【嵯峨会長】

いったんは解消したが再発した、というケースもありますか。

【事務局（義務教育課石川課長）】

そういったケースもあると思います。

【柴田委員】

小中学校の暴力行為について、先ほどの説明の中で発達障害の話があったと思いますが、発達障害として診断されているものとして件数が多いということでしょうか。

【事務局（義務教育課石川課長）】

件数が多いというよりは、そういったケースがある、特別な配慮を要する子供が多くなっているという状況を御理解いただければと思います。

【嵯峨会長】

続いて協議に入ります。事務局から協議題の設定理由について、説明をお願いします。

【事務局（高校教育課野呂田主任指導主事）】

それでは協議題の設定理由について、説明いたします。

1つめは「SNSが関連するいじめの防止等に向けた取組の在り方について」です。

皆様も御存知の通り、SNSが関連する様々な事件・事故やいじめ等が、全国的にも問題になっております。本県においても、

- ・ SNSを利用した誹謗中傷、あるいは誹謗中傷だと意識しない書き込み
- ・ 安易な画像のアップロード

といったものから、

- ・本人になりすましたツイッターのアカウント作成

といった、触法行為にもなり得る事例がございました。

情報通信機器は日々進歩し、我々大人よりも子供たちの方がその扱いに慣れているという面もございます。その一方で、SNSの中には閉鎖性が強いものもあり、子供の動きが大人にますます見えにくくなっているという面もございます。

日常的な取組として情報モラル教育の充実を図ることや、場合によっては外部の専門機関と連携を図ること等が考えられますが、時代に即し適切に対応するにはどうすれば良いか、この審議会から御提言を頂きたく、本日の協議題として設定させていただきました。

2つめは「保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方について」です。

いじめの未然防止や、発生した際の対応について、保護者との信頼関係は必要不可欠なものであります。多くの事例では学校側が丁寧に対応し、解決に向けて保護者の理解と協力を得ながら進めておりますが、中には「学校の対応に納得がいかない」とこちらに相談が持ち込まれたり、保護者の要求がエスカレートし学校側が対応に苦慮するケースもございます。

保護者と信頼関係を構築し、いじめが発生した際には理解を得ながらどのように対応していくべきか、こういった視点からも御提言を頂きたく、本日の協議題として設定させていただきました。

【嵯峨会長】

協議題に基づいて話し合いたいと思いますが、委員の皆様から御質問はありますか。

【松本委員】

現在どのような取組をしているのかということについて教えていただければと思います。

【事務局（生涯学習課森川社会教育主事）】

ネットパトロール事業と健全利用啓発事業を一体的に行っております。ネットパトロールに関しては、外部の専門機関に依頼して行っております。年間4巡、全ての学校を対象にキーワードや事象をもとに検索し、検知された投稿をリスクごとに分類しております。

「低レベル」のものは緊急性や悪意がなく、必要に応じて適切な指導・対応を行っております。主に県庁出前講座で、子供たちの利用の状況や書き込みに関する留意点などを保護者や生徒、先生方にお伝えしております。

「中レベル」のものは定期的（週1回）に報告を受け、校種に応じて各課の担当者へ連絡しそれぞれの生徒指導対応に移しております。現在のところ、全ての書き込みについて各学校で対応し解決しているという報告を受けております。

「高レベル」のものはすぐ警察・消防等へ通報しなければならないものですが、現在のところ検知はありません。

中・低レベルのほとんどがツイッターでの投稿です。ただ、これはあくまでも検索できる内容ですので、LINE等の閉じた環境の中でやり取りする内容については、問題が顕在化しなければツイッター上に上がってこないという特徴もあります。顕在化したものは逃さず対応できるように、また子供たちが日頃こういったサービスを利用しどのような書き込みをしているのかにつ

いて、事前に調査しながら状況に適した啓発活動を行っていくことにつながっております。

【嵯峨会長】

今の御説明に対し、何か御質問がありますか。なければ、協議題の1つめについて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

【松本委員】

「年間4巡」が十分なものなのかということと、パトロールからではなく本人や家族が見付けて「こんなことを書かれている。どうにかしてほしい。」と相談してきたことがあるかどうかを教えてくださいませんか。

【事務局（生涯学習課森川社会教育主事）】

4巡というペースは、あくまでも全ての学校について関連するキーワードや事象について網羅していくものであって、実際は毎日、事業所に検索していただいております。本人や保護者が気付いたことに対応することに関しては、事業所と直接相談できる窓口を設けている他、先生方がファックスやメールで直接事業所と連絡を取り解決につなげるという、二段構えになっております。

【松本委員】

各学校では具体的にどういったことを行っているのでしょうか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

毎年、「携帯電話・インターネット等利用実態調査」を小・中学校を対象に行っております。小・中学校は100%、情報モラル教育を計画し実施しているという報告を受けております。外部講師を招いた情報モラル教室は、中学校の方が多く実施しております。その他に、児童会・生徒会によるルールづくり（利用は何時まで、等）も、ほとんどの学校で子供たちが中心となって行われていますが、最近はPTAとも協力しながら町全体で一緒に作ろうというところも出てきております。

それから、道徳科の授業を中心として、情報モラル教育を授業で行うところも増えてきております。具体例を基に「この場面ではどうするか」ということについて、お互いに議論することを通して、友達の考えから学び合うというものです。

以上の2点が特徴です。書き込みを見付けることも必要ですが、自分たちで、それはいけないことなんだ、そういう大人にならないようにしよう、と気付かせることも大切であると考えております。

【松本委員】

実際に学校に連絡があって、「自分のクラスの生徒の悪口が書かれていた」という報告があった時に、どのように動いたか、というところまで把握してありますか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

いくつかの報告はあります。事実確認も必要ですし、それを拡散させないような指導も大切だと考えております。学校にもきめ細かく対応してもらっております。

【柴田委員】

道徳の授業について、こういった場面を使った授業なのか、あるいは題材について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

SNS関連の諸問題については、「あなたについて、こういう書き込みがあったよ。」ということ友達から聞き、それを見たときにそれぞれがどんな対応をすべきか、といったものや、友達の行動を勝手に書き込んだ場合にどんなことが起きるのかということを紹介した上で、「こういう行動をしてはいけない」「自分がとるべき行動とは何か」などについて考えさせる授業です。実際に身近で起こり得る事例を基に考えさせる取組が行われております。

【柴田委員】

心理学から考えると、ネットの中で起きるいじめは特殊なものではないかと思っております。通常では起こらないことが起きる、それを授業の中で扱っていくのは難しいのではないかと考えています。例えば匿名性の問題、匿名の条件下では攻撃性が明らかに上がります。匿名だから攻撃しようと思うのではなく、無意図的にそれをやってしまう、ということが起きるわけです。そこを教育の中でどうやって情報提供していくのが重要なことだと思っております。もう一つ、私が気にしているのが「スリーパー効果」です。ネット上の根も葉もない情報が、時間の経過とともに信憑性を帯びて、本物としてとらえられてしまうということが本当に起きてしまうのです。そういった知識を子供がもつために、情報提供の場面を今後作っていく必要があると考えています。検索エンジンで「殺人」と検索するとある芸能人の名前が出てくる、という事例も典型的なスリーパー効果です。最初の情報が衝撃的であればあるほどその効果が出やすいと言われております。そういったことを情報として、子供たちに知っておいてもらうことが必要だと思っております。

小学校での情報モラル教育の現状はいかがですか。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

数年前までは、小学校ではそういった問題は起こりづらいだろうという意識があったと思いますが、最近は低年齢化してきており、またスマホを持っていなくてもゲーム機でネットに接続できる（それも低年齢化している）ので、低学年でも情報モラルの授業が必要になったと感じております。

【柴田委員】

少し前の研究なのですが、スマホ等を使っている小学生の方が、使っていない小学生に比べて言葉等への感受性や表現することに敏感であるという結果が出ていました。やはり早い時期から行うのが重要ではないかと思っております。

【事務局（生涯学習課森川社会教育主事）】

秋田魁新報社と協働で記事（うまホと学ぼう！ネット利用）を編集し、30回連載で掲載したものをガイドブック『大人が支える！インターネットセーフティガイドブック』にしております。現在ホームページで各ページごとに印刷して配付できるようにしております。柴田委員がお話したような事象や必要な対応、知識等を細かく掲載しております。後ろの方には就学前の子供をもつ保護者に対する啓発のチェックリストや、学校の授業で取り扱う際の学習指導案も載せております。これを各学校に配布し、各学校ではホームルームで用いたり、生徒指導だよりや学級だよりに掲載したり、あるいはPTAの学級懇談のテーマにするなどして、活用していると伺っておりますので、各学校や保護者の取組が広がってきていると感じております。

一番大事にしているのは、早い段階から、保護者が寄り添う距離感をどのように取っていくのかということを中心にしながら、段階を踏んで適切に、高校卒業までには活用できる人材に育てていこうということです。これは国や県の目指すところでもありますので、そこを保護者の方にも正しく理解していただいて、持たせた上で、保護者同士が正しい知識と方向合わせをし、子供たちの使い方に理解を示しながら適切に対応していくという、家庭教育の部分を大切にしてお話するように心がけております。

【高橋委員】

勤務先が図書館なので、毎日多くの新聞に目を通していますが、2017年のデータで全国のいじめの認知件数が約41万件という数字がありました。手を尽くしているからそういう大きな数値が出てくると思うが実際はどうなのか、また、インターネット・SNS関係の誹謗中傷が約1万2千件という数字にも驚かされました。

いじめに関する記事を見ると、主に自殺事案しか載っていませんが、LINEが関連するものが多いように感じます。あるいじめ自殺事案でも、部活動のトラブル（LINEに載せた写真の内容への批判）から不登校になり、学校に相談していました。学校は謝罪の場を設けるなど適切に対応し、また、所管する市教委も転校させています。ところが転校後もLINEによる嫌がらせが続く。後から調べてみると、友人のアカウントを使って第三者がなりすまして書き込んでいたのではないか、という可能性が指摘されており、これにはどう対応したらよいのかと愕然としました。

また最近も、母親が子供を道連れに亡くなった事案がありました。こちらも、子供がいじめにあいながらも登校している、親も学校と話し合っているが、最悪の事態になってしまいました。考えられる手を打っていても起こるということは、周囲の認識が甘く、それほど危険だとは思っていなかったのではないかと疑わざるを得ません。先ほどの説明でもリスクレベルの話がありましたが、あらゆる事例に共通するのは、周囲のリスクレベル判断が低かったのではないかと、ということです。どんなにいいシステム作っても、実際に対面する教員なり教育委員会なりが感性を磨いて危機を感じ取る力がないと駄目ではないかと強く感じます。

LINEについては、上手に活用している自治体も出てきているようです。子供たちが相談しやすいという利点もあるので、一概に悪いというのではなく、バランス良く使う方法を今後研究していく必要があると思います。

【嵯峨会長】

情報モラル教育について、先ほど子供同士によるルール作り等が紹介されていましたが、全て

の学校がそういった対応や教育をしているのか、まだはっきりしないところがあると思います。出前講座の話も紹介されていましたが、まだ手が回っていないところに派遣して、情報モラル教育を普及させることが大事だと思います。

LINE等のSNSについて、一人が書き込めば同調して書き込むというのもあると思います。例えば、グループの中で誰かが集中攻撃を受けたりするケースです。

いじめは四層構造（被害者、加害者、観衆、傍観者）であると言われておりますが、いじめを防止する上で重要な存在は傍観者だと思います。LINEは外からは見えにくいですが、グループの中にいじめが起きていても関心がなく無視しているような立場の人が、中で起こっていることを外に伝えることによって、外からは見えないことを知らせることができるのではないかと、したがって傍観者の存在が大事である、という指導も必要ではないかと思えます。見て見ぬ振りをするのではなく、そういう人が被害にあっている人を救うという考え方を身に付けさせることも大事なことだと考えております。

LINEに限らず、いじめはなぜ起こるのか、ということを考えたときに、いろいろな原因が考えられますが、子供たちに自己肯定感がない、ということが先日ある会でも話題になっておりました。他人に対し優位に立つためにいじめを行っているのではないかと、そしていじめを受ける方にも自己肯定感がなく、適切に対応することができなくなっている、というものです。自分の存在意識をもたせれば自己肯定感も増し、いじめもなくなっていくのではないかと、という話になりました。そのために、教育の内容をどうしていくかということを検討していただければと思っていますところでは。

LINE等に関する対応については、難しいところはあると思いますが地道に取り組んでいただきたいと思えます。

【松本委員】

先月ある県で、書き込んだ内容に対して裁判で開示命令が出て、投稿者がはっきり分かったということがありました。ネットパトロールにも抑止力がありますが、裁判で訴えられることがあるんだということが分かると、より抑止力も増すのではないかと思えます。

【嵯峨会長】

インターネット掲示板への書き込み消去の依頼等について、精通している弁護士もおります。書き込み自体が不法行為であるとか、場合によっては犯罪に該当するということを説明することも大事だと思いますが、子供たちに規範意識を育ませるためには、そのことを道徳的に指導していくことが必要ではないかと感じております。

続きまして協議題の2つ目について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

【松本委員】

いじめに関する啓発活動等に取り組んでいることと思えますが、学校の実態等を教えていただきたいと思えます。

【事務局（義務教育課三洲指導主事）】

昨年の11月に秋田県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、教育関係者、PTA、警察、弁護士等の各関係機関が集まって現状と問題点を話し合いました。いじめのほとんどが学校で認知されますが、担任が発見することはそれほど多くなく、日記や、子供が保護者に相談することで発見されることがあります。学校だけではなく保護者や地域からもいじめを認知してもらって、子供たちをみんなで守っていこうという話題になりました。連絡協議会で作成した家庭・地域向けのリーフレットを県のホームページにも掲載し、PTAで配布したり、研修会で活用したりすることを県全体で呼びかけております。昔のイメージ（弱いものいじめ等）と違い、今はいじめを受けている側が心身の苦痛を感じていけばいじめであり、昔であれば「からかい」で済んだこともいじめとして認知するということを保護者も認識し、すぐ様々な方面に相談して子供の困り感をなくそう、という方向で県としても取り組んでおります。

【松本委員】

いじめがあったときに保護者が学校（担任や部活動顧問）へ相談に行ったが、あまり自分の味方になってくれなかった、そこから問題が大きくなっていくということもあるかと思います。ただ、担任や部活動顧問は、クラスやチームの仲を壊したくない、あるいは一方だけに肩入れし孤立してしまうことを避けたい、といった気持ちもあるのではないかと思います。そういうケースでは、別の先生が出てきて対応するというのが大事ではないかと思います。

【柴田委員】

「いじめがあった」ということに対して、実際に先生方がどのように対応しているのかという点について、もう少し教えていただければと思います。

【事務局（義務教育課石川課長）】

単独で対応しないように、と話しております。個別で対応するとよくない方向に進んでしまう恐れもあるため、それぞれの役割分担を決めて、チームで対応するというのが基本線になります。

【柴田委員】

基本的には、「信頼関係に基づく効果的な連携・協力」ができていますよね。

【事務局（義務教育課石川課長）】

はい。ただし、学校や組織による取組の温度差をなくしていくことや、日常の危機管理意識をどう高めていくかというのが課題になります。

【柴田委員】

大学の授業の中で、「担任するクラスでいじめが起きた場合、加害側の生徒にどう対応するのか」という質問が出ました。その質問に私は、加害側にも「気付いてあげられなくてごめん」と言うだろうと答えました。つまり、当事者の問題ではなく、いじめが起きているというシステムに私の管理上の責任を感じる、と話したのです。

おそらく先生方が、「学校の中で起きている」という全体の視点としてずれなければ、対応が変わるのではないかと思います。多くの問題が、「この子とこの子の問題」「この子と集団の間

題」といった形で、周囲を全部取り去って対応する時に事がこじれていくような感じがします。今のお話を聞いて、そういった視点が重要なのかなと思いました。

【高橋委員】

一般的に本県においては、保護者と学校の日常の信頼関係は、かなり良好であると言ってもよいのではないかと思います。しかし、一旦自分の子供がいじめられているのではないか、となった時にどうなるか。そこでどうやって信頼関係を築いていくか。

ある県のいじめ自殺事案では、市が審議会を組織して調査したが、原案では原因は思春期鬱とされ、保護者が猛烈に反発しました。その後、新しいメンバーによる再調査の結果、いじめが原因であり、学校による組織的対応がなされていなかったと断定されました。保護者はその報告を受けて、「しっかり調査されており、感謝します。」と仰ってました。その審議会の会長は、「世間では『被害者に寄り添え』と言うが、それは簡単にできることではない。できることは、自殺や不登校の背景にいじめがあったのなら、それはどんないじめなのか、その事実解明を公正性・第三者性をもってしっかりとやる。子供がなぜ亡くなったのかを知りたいという遺族の思いに答えることが大切である。」と述べています。そういったことが、信頼関係構築のヒントになるのかな、と思います。

【嵯峨会長】

私も同じ事案について、事実関係の把握に努めたと聞きました。何があったのかを知るためには、調査が非常に大切であるということ、そして調査結果を丁寧に説明することが大事であると。

どうしても弁護士が報告書を作成する場合は、通常の訴訟と同じように、一般社会上それが生じることが相当かどうかに基づいて因果関係を認定していくということになりますが、いじめの場合には緩やかな条件関係でもいい、あくまでもいじめがあったかどうかを認定するための因果関係だという形で、固定観念にとらわれずに認定していき、御遺族の方も納得したということでした。今言われたように、寄り添うことはできないけれども、第三者委員会は公正性が必要であると思っています。当審議会が重大事態の調査に当たる際にも、その姿勢は大切にしていきたいと考えております。

いじめがあったかどうかを学校が生徒にアンケートを取るが、その内容を開示する方向で検討していると、別の会でも話がありました。学校に入ってくる情報について、「隠してる（のではないか）」と疑いをもたせることが信頼関係を損なう要素になると思いますので、情報は包み隠さず正しく伝えることが大切ではないかと思います。第三者委員会による調査も、こういったことがあったのか調査を尽くすことが大切だと思います。

また、いじめのリスクレベルについて、実際には低レベルのいじめが多いと思いますが、危険性の認識を誤ると重大事態を引き起こしかねないので、気を付ける必要があります。それと、いじめを行った児童生徒に対して適切な対応を取らないと、自分の自己肯定感を下げってしまうことにつながるのではないかと思います。信頼関係構築のためには、被害側だけでなく加害側に対しても、道徳的に納得させていく対応が必要ではないかと思います。

【松本委員】

調査の対象者に、聞き取った内容はすべて公表される可能性があることを伝えておかななくても

良いのでしょうか。

【嵯峨会長】

基本的にはいじめがあったかどうかを認定するものであるので必要だと思いますが、誰かに知れるということになれば話しにくい、ということもあり得ると思います。そこは実際に担当することになったら検討しなければならないと思います。ただ、事実関係を明らかにすることが第一であり、「何があったのか分からない」ということは避けたいと思います。

【柴田委員】

第三者委員会の機能として、例えば予見義務だったり、誰かの責任を問うということが我々の機能ではないと思います。どうしても家族は誰が悪かったのか、何が起きていたか以上に誰の責任だったのか、そこを問われて齟齬になってしまうことが多いような気がします。「知りたいことがきちんと書かれているか」ということと「誰に責任があるのか」は違うことだと思いますが、その中で我々の機能は重要だと思っています。「信頼関係に基づく連携」というのは、第三者性との関連性を示しているのではないかと考えています。

【嵯峨会長】

仮に事案が発生した時には、保護者の方に対して第三者委員会の目的や役割を事前に説明する必要があると思います。

では、協議をまとめたいと思います。

協議題1つめ「SNSが関連するいじめの防止等に向けた取組の在り方について」

- ・報告があった場合に適切な対応ができる体制を整える必要がある。
- ・ネット特有の問題点（匿名性等）を十分に把握した上で対応することが大切である。
- ・情報モラル教育は早い段階から行うべきである。
- ・いじめの危険性について、関係者が判断を間違えないように努める必要がある。
- ・LINE等の「透明化」を図る必要がある。

協議題2つめ「保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方について」

- ・何か問題点があった時にはしっかり調査することが大事である。思いつきで対応せず、事実関係に基づいて対応し、保護者に説明する。また、一人で対応しない。そういったことについて、必要に応じてマニュアルを作るなどして、体制を整備する。

みなさん、よろしいでしょうか。では、以上を本日の審議会のまとめとして提言します。

最後にその他として、何かございますか。なければ以上で終了し、進行を事務局へお返しします。

【事務局（高校教育課野呂田主任指導主事）】

大変貴重な御提言をいただき、ありがとうございました。いただいた御提言は、児童生徒、保護者、現場の先生方にとって学校生活がより豊かなものになるよう、学校現場に還元してまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成30年度秋田県いじめ問題対策審議会を閉会いたします。ありがとうございました。